

ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

右のコードから24時間365日利用可能なWebサービスをご利用いただくか、下記にご連絡ください。

0120-95-0055

無料



当社カスタマーセンターは、サポートセンター評価最高峰の国際認定資格^(注)となる「七つ星」認定を取得しています。
(注) サポート業界で唯一のサポートセンターに特化した国際スタンダードに基づくセンター認定プログラム

・ご住所、お車、年齢条件および運転者限定の変更は、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)で24時間受付しております。

【ご注意ください事項】

- ・プライバシー保護のため、ご契約内容変更のご連絡と内容のお問い合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
- ・お車の入替えのお申出の場合は、お手元に新しく入替えられるお車の「車検証」(自動車検査証)をご用意願います。
- ・車両保険をセットされる場合、お車のご購入金額を確認させていただくので、「売買契約書」や「パンフレット」等をご用意願います。
- ・ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。

事故・故障時のご連絡窓口

日本生命お客さま専用ダイヤル

0120-49-1012

シキユウ

アイオ

イ ニッセイドウワ

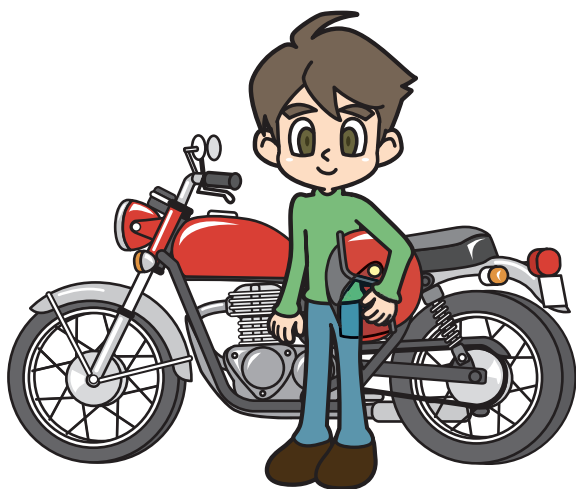
無料

【受付時間】24時間365日

・おかけ間違いにご注意ください。

【事故・故障が起こった場合は】

「TSナビ」をご利用いただくか、お電話で上記までご連絡ください。



- このパンフレットは「一般総合自動車保険(二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約)」の概要を説明したものですので、「パンフレット別冊」もあわせてご覧ください。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、保険料をキャッシュレスで払い込んでいただく団体扱・集団扱契約、口座振替により払込みいただくご契約等は、原則として保険料領収証を発行しておりません。保険料領収証が必要な場合は、取扱代理店または当社にお問合わせください。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券(ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキ)が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、ご契約後に当社から連絡をすることがあります。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険、「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のペットネームです。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です。
- 「クルマのトラブルサポート」は、「ロードアシスタンスサービスおよびロードサービス費用特約」で構成されています。
- 取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。



エコマーク認定自動車保険

この自動車保険は、
・契約者の環境配慮行動の促進(エコカー向け割引の採用、eco保険証券・Web約款選択による環境保護活動への参加)
・事故発生時の環境負荷の軽減(リサイクル部品の利用促進)
などの取組みによりエコマーク認定を受けています。

エコマーク認定番号 第14 147 001号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

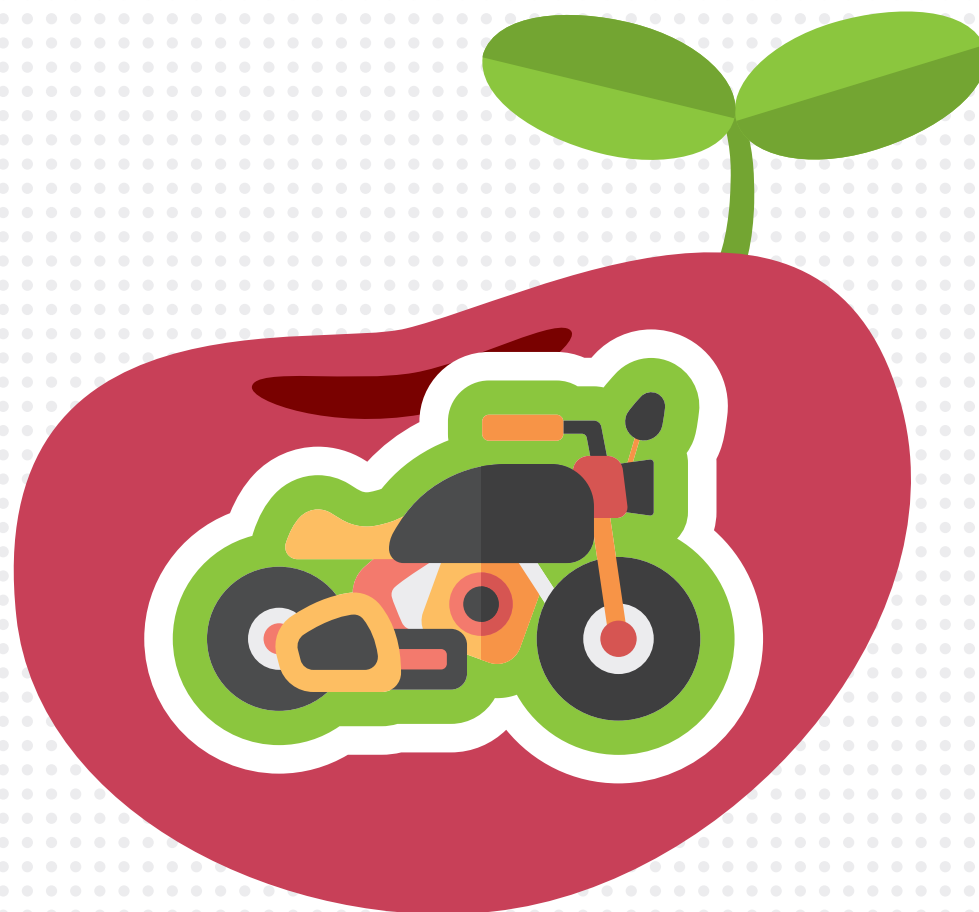
〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



自動車保険の豆知識

一般総合自動車保険編

(二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約)



あいおいニッセイ同和損保

実際に事故が起こっても…おまかせください!

お客さまをお守りする補償があらかじめラインアップされているので、万が一の事故時にも安心です。

充実した
補償

ご自身やご家族のおケガ、愛車への補償も充実しています。

基本補償とお客さまのニーズにお応えする補償で、「相手への賠償」「ご自身のおケガのリスク」「オートバイの損害」にしっかり備えられます。

基本補償で安心

相手への賠償
対人



相手への賠償
対物



おケガの補償
人傷



オートバイへの補償
車両



オプションの補償で
お客さまのニーズに
お応えします。

安心の
事故対応

万が一の事故時にも、**24時間365日**
お客さまを**全力でサポート**するので安心です。

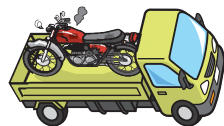
夜間・休日も平日と変わらない
事故対応を実現します

I'm ZIDAN
24時間365日
事故対応サービス

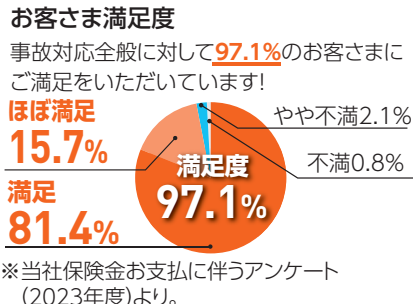
詳細は **2** ページ

オートバイのトラブル時には当社が
トータルサポートします

クルマのトラブルサポート



詳細は **13 14** ページ

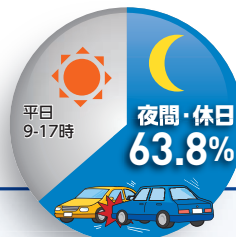


万が一の事故時にも、 24時間365日お客さまを全力でサポートします

ご存知ですか?

夜間・休日の事故はなんと**60%以上!**

当社自動車事故受付件数より時間帯別の事故発生割合を算出(2023年度)



I'm ZIDAN

なら、夜間・休日も社員が対応! だから、平日と変わらない対応で、

24時間365日、お客さまによりそった事故対応サービスを実現!

詳しくはこちら



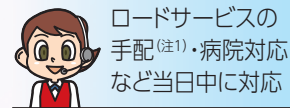
対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配 ^(注1)	病院への連絡	修理工場との打合わせ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 ^(注2)
I'm ZIDAN	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前 の事故対応サービス	○	○	○	×	×	×

例えば、このようなときも安心

金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故

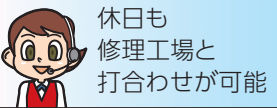


ロードサービスの
手配^(注1)・病院対応
など当日中に対応

土曜日の朝



自分のオートバイを修理

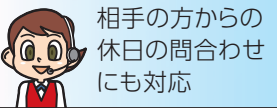


休日も
修理工場と
打合わせが可能

日曜日の昼



相手の方からの連絡



相手の方からの
休日の問合わせ
にも対応

I'm ZIDAN への
お客さまの声

連休前に事故を起こしてしまいました。連休中、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、休日もかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合についてしっかり説明してくれました! 相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。



(注1) ご契約内容に応じて手配できない場合があります。
(注2) 話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。



ご契約時から、
万が一の事故のときまで、
お客さまを全力で
サポートすることを誓います。

- 宣言1 お客さまをお待たせしません!
- 宣言2 すべてのお客さまへ親身な対応を行います!
- 宣言3 “プロフェッショナルの安心”でお客さまをしっかり支えます!

一般総合自動車保険(二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約)の対象となるご契約

記名被保険者(P7、P18参照)が法人または個人^(注1)のオートバイ^(注2)のノンフリート契約(総付保台数9台以下)

(注1) オートバイを事業にのみ使用する場合でもご契約いただけます。

(注2) このパンフレットにおける「オートバイ」とは、二輪自動車および原動機付自転車をいいます。

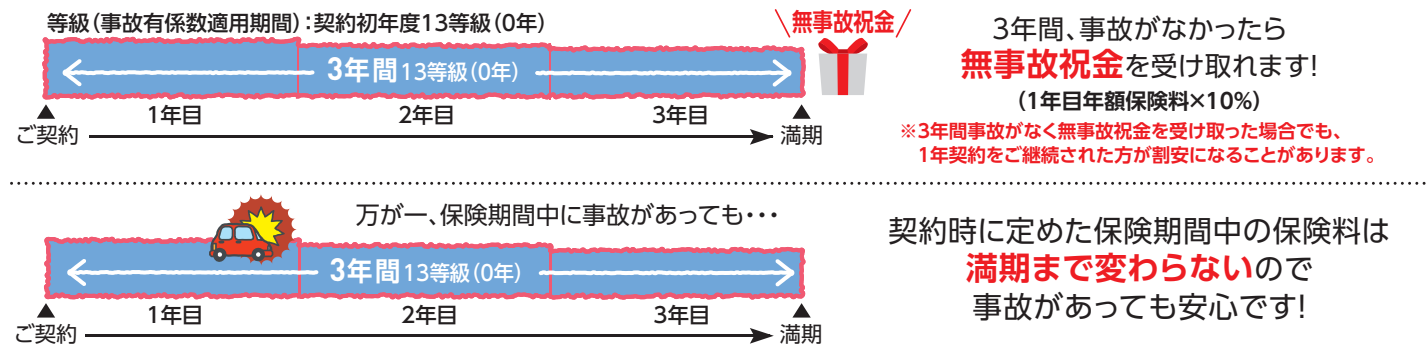
二輪自動車とは	総排気量125cc.超または定格出力50c.c.超または定格出力0.60キロワット超の側車	1.00キロワット50c.c.超または付二輪自動車	原動機付自転車とは	総排気量125cc.以下または定格出力1.00キロワット以下の二輪自動車および総排気量50cc.以下または定格出力0.60キロワット以下の三輪以上の自動車(「側車付二輪自動車」を含みます)
---------	---	---------------------------	-----------	--

このパンフレットにおける「自動車」には、二輪自動車および原動機付自転車を含まず。

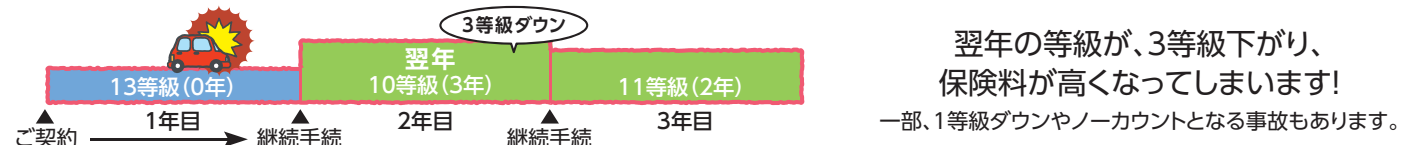
「無事故祝金付ロング」



3年契約の無事故祝金付ロングなら…

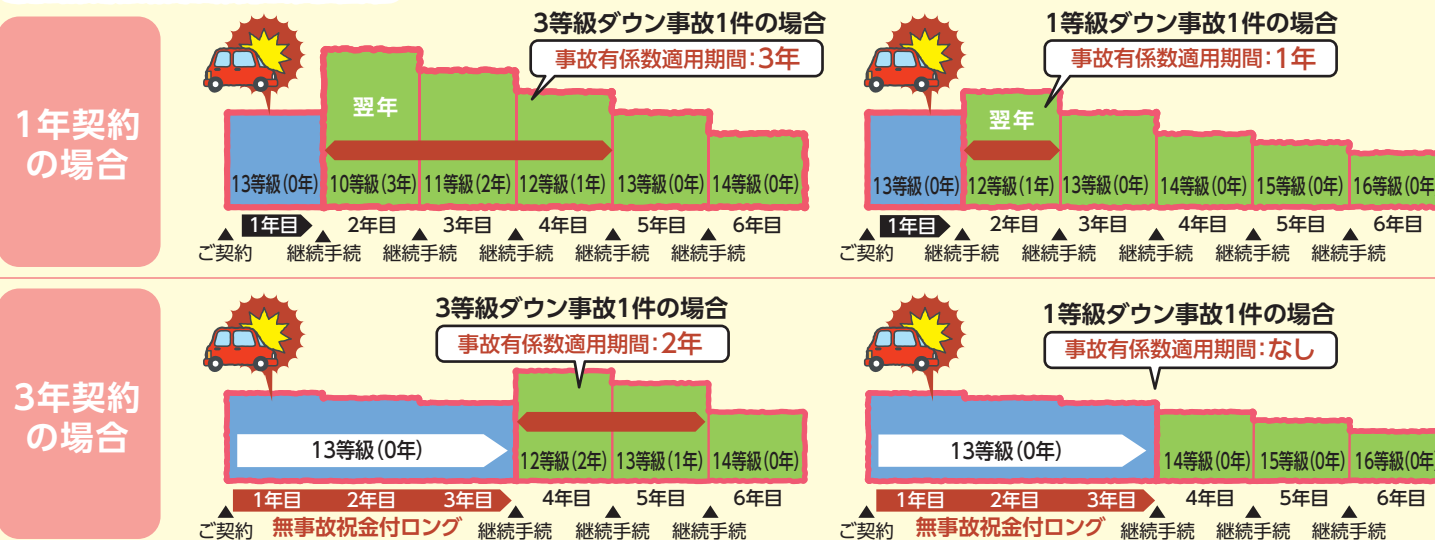


一方、1年契約で保険期間中に3等級ダウン事故が1件起きた場合…



等級別割引・割増制度について

1年契約と3年契約とは、継続契約での等級・事故有係数適用期間の適用が以下の通り異なります!
(具体例) 1年目(始期日が2025年1月1日、13等級・事故有係数適用期間0年)に等級ダウン事故が1件発生した場合のイメージ



●前契約の保険期間が1年を超えるご契約(長期契約)の場合、継続契約(今回継続するご契約)の等級および事故有係数適用期間は次の計算式のとおり決定し、P20[表2]の等級および「無事故」「事故有」区分別の割引率を適用します。

継続契約(今回継続するご契約)の等級

$$= \text{前契約の等級} + \left[\text{前契約の保険期間の年数} - \text{3等級ダウン事故の事故件数} - \text{1等級ダウン事故または等級すえおきの事故の事故件数} \right] - 3 \times \text{3等級ダウン事故の事故件数} - 1 \times \text{1等級ダウン事故の事故件数}$$

継続契約(今回継続するご契約)の事故有係数適用期間

$$= \left[\text{前契約の事故有係数適用期間} - \frac{\text{前契約の保険期間の年数}}{2} \right] + 3 \times \text{3等級ダウン事故の事故件数} + 1 \times \text{1等級ダウン事故の事故件数} - \frac{\text{前契約の保険期間の年数}}{2}$$

※1 前契約を保険期間の途中で解約した場合は、解約時までの既経過期間を保険期間の年数とします(1年未満の端数は切り捨てます)。なお、端数処理の結果、解約時までの既経過期間が1年以内の場合は、計算式と取扱いが異なります。

※2 計算式の〔〕内が0を下回る場合は0とします。

※3 事故有係数適用期間の計算結果に1年未満の端数が発生した場合には、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

※4 計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。

※5 保険期間中に事故が発生しているご契約について途中で解約した場合や同一保険年度に2回以上の事故が発生している場合は、1年契約を継続したときと今回継続したご契約に適用する等級・事故有係数適用期間が異なる場合があります。また、事故が発生した保険年度によっても、1年契約を継続した場合と異なる場合があります。

※6 等級の上限は「20等級」、下限は「1等級」となります。「事故有係数適用期間」の上限は「6年」、下限は「0年」となります。

●「無事故祝金付ロング」は「長期保険料分割払の無事故返戻金特約」がセットされた長期自動車保険のペットネームです。本特約をセットしないプランもご契約いただけます。

●「無事故祝金」とは「長期保険料分割払の無事故返戻金特約」における「無事故返れい金」のことをいいます。

●次のすべての条件を満たすお客さまに、「無事故返れい金」としてご契約時の第1保険年度の年額保険料10%の金額を満期日翌月の金融機関所定の期日にお支払いします。

○保険期間が満了し、かつ保険料を全額払い込んでいただいていること

「まとめて割引」(ノンフリート多数割引)

お車を2台以上お持ちのお客さまにはこのようなメリットがあります。

メリット
1

夫婦でも、親子でも、企業でも
ご契約台数に応じて保険料を割引!

<適用条件>

- 1年契約の場合: 1証券で2台以上まとめてご契約
- 長期分割払契約の場合: 以下の①～③の条件がすべて「同一」であるご契約が2契約以上ある場合に、割引を適用します。

①取扱代理店 ②各保険証券の始期日および満期日 ③保険契約者

ご契約台数	2台	3～5台	6台以上
まとめて割引 割引率	3%割引 (例) 一家で2台	4%割引 (例) 一家で3台	6%割引 (例) 会社で6台

※1 適用する割引率は、始期日時点のご契約台数により決定しますので、保険期間の途中で台数の変更があった場合でも割引率は変わりません。
※2 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。

メリット
2

保険料を分割払(月払)にしても、分割割増なし!

まとめて割引を適用せずご契約いただいた場合

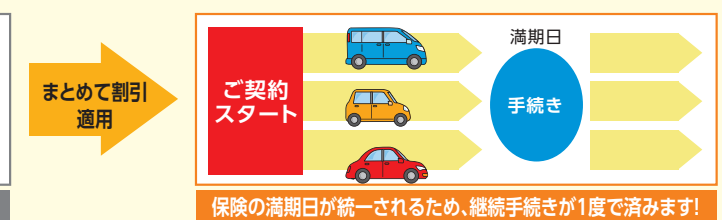
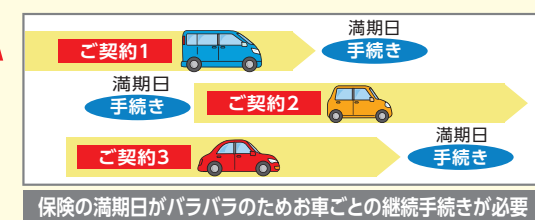


まとめて割引を適用した場合



メリット
3

継続手続きがラク!



「マモルで割引」(個人賠償プラン加入者割引)

日本生命グループでのみご加入いただける、
日常生活のさまざまな賠償事故に備える保険

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモル

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』と自動車保険にセットでご加入いただくと、

自動車保険の保険料が **2%割引** になります!

以下の①・②の条件をいずれも満たす場合に、割引を適用します。

- ①自動車保険(注)の始期日時点で有効なニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』のご契約があること
- ②保険契約者が同一かつ取扱代理店が同一であること

(注)ノンフリート契約が対象です。ドライバー保険を除きます。

※日本生命グループのうち、日本生命保険相互会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社のみ取扱いがございます。

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』については25、26ページをご確認ください

○保険期間中、下記特約以外の事故がないこと(下記特約のみに係る事故については、事故件数に含めず、無事故返れい金をお支払いします。)
対歩行者等傷害特約、犯罪被害事故特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約、ロードサービス費用特約、代車補償拡張特約、車内外身の回り品特約、日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約、ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約、企業・団体見舞費用特約、事業用積載動産特約、運送業者受託貨物賠償特約

●「まとめて割引」および「マモルで割引」は、無事故祝金の支払条件において無事故として取扱う上記特約等の特約保険料を除いた保険料に適用されます。

基本補償に加え幅広くお客さまのニーズ にお応えする補償をご用意しています。

基本補償



お客さまのニーズにお応えする補償

「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」や「被保険者(補償の対象となる方)」等について、「パンフレット別冊」に記載しています。右のようにコードおよびURLを各補償・特約のページに掲載していますのでご参照ください。インターネット環境のない方は、取扱代理店または当社までご連絡ください。



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf/12>



相手への賠償 対人 (注1)

7 ページ

任意セット (注2)

相手の方を死傷させた場合の補償

対人賠償保険



弔慰金等の
臨時費用に

任意セット

対人臨時
費用特約

対人賠償保険で
補償されない
相手過失分も補償

任意セット

対歩行者等
傷害特約

相手への賠償

相手への賠償 対物 (注1)

8 ページ

任意セット (注2)

相手のものを
壊した場合の補償

対物賠償保険



対物賠償保険で補償されない
時価額を超えた分も補償

任意セット

対物超過修理費用特約



クルマの トラブル サポート

13 14 ページ

24時間365日、オートバイの
トラブルのときに
駆けつけます

任意セット

ロードアシスタンス
サービス



事故や故障等により
搬送された場合等に
必要となった費用を補償

任意セット

ロードサービス
費用特約



その他の 補償

15 ページ

借りたオートバイでの事故を
ご自身の保険で補償

自動セット (注5)

他車運転(二輪・原付)特約

整備・修理・点検等の間に臨時で借りた
自動車での事故をご自身の保険で補償

自動セット

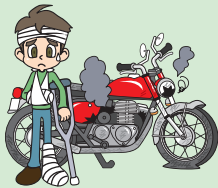
臨時代替自動車特約

おケガの補償

9 ページ

任意セット

ご契約のオートバイに
乗車中の方等が
死傷した場合の補償



人身傷害保険

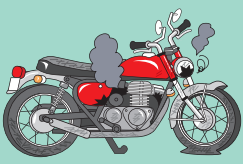
ご自身の補償

オートバイの補償 (注3)

11 12 ページ

任意セット (注2)

ご契約のオートバイが
壊れた場合の補償



車両保険

車両保険をセットしたご契約に 自動セット (注4)

「もらい事故」等の場合に、
等級をダウンさせずに
車両保険を利用できます

車両保険無過失事故特約

おケガの補償 おケガのリスクにしっかり備えたい

9 10 ページ

他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中
などの自動車事故だけでなく自転車に乗車中や
駅構内の階段で転んでケガをした場合等も補償

任意セット

交通事故特約



入院時の一時金を2倍に

任意セット

傷害一時金倍額払特約
搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約



倍額払

入院時の日用品購入などの
当座の出費に

任意セット

傷害一時金特約
搭乗者傷害(入通院/一時金)特約



死亡・後遺障害を被った場合に
保険金を定額でお支払い

任意セット

搭乗者傷害
(死亡・後遺障害)特約



相手のいない単独事故等で
死傷した場合の補償

任意セット

自損傷害特約



無保険車との事故により死亡・
後遺障害を被った場合の補償

任意セット

無保険車傷害特約



ホームヘルパー雇入費用等、事故
後の生活を支えるために必要な
さまざまな保険金をお支払い

任意セット

入院・後遺障害時における
人身傷害諸費用特約



オートバイの補償 愛車のためにしっかり備えたい

12 ページ

全損時の廃車費用や新車登録費用など、
さまざまな費用に

任意セット

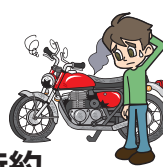
全損時諸費用特約



全損時諸費用特約の
支払保険金の額を2倍に

任意セット

全損時諸費用倍額払特約



倍額払

その他の補償 さまざまなリスクにしっかり備えたい

15 16 ページ

保険会社が示談交渉を行えない
「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払い

任意セット

弁護士費用(自動車事故型)特約
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約

日常生活の賠償事故を補償

任意セット

日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約
自転車賠償特約



大切な身の回り品の損害を補償

任意セット

車内外身の回り品特約

原動機付自転車の事故を補償

任意セット

ファミリーバイク(人身傷害型)特約
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

(注1) 対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」(P8参照)が自動的にセットされます(自動セット)。
(注2) 対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。
(注3) 「車両価額協定保険特約」(P12参照)が自動的にセットされます(自動セット)。
(注4) 車両保険「7補償限定」特約をセットしないご契約に自動的にセットされます(自動セット)。
(注5) 記名被保険者(P7、P18参照)が個人の場合、または法人で指定運転者(P18参照)を設定した場合で、ご契約のオートバイが自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合に自動的にセットされます(営業用二輪自動車にはセットされません)。

相手への賠償（対人）



対人賠償保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

任意セット

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のオートバイの事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等 **1** で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額（ご契約金額） **2** を限度に保険金をお支払いします。



対人臨時費用特約

対人賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

弔慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のオートバイの事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。



対歩行者等傷害特約

対人賠償保険および人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のオートバイの事故により、歩行中や自転車（原動機付自転車を除きます）乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合 ^(注1) に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額 ^(注2) を保険金額 ^(注3) を限度にお支払いします（自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害の額 ^(注2) から除きます）。

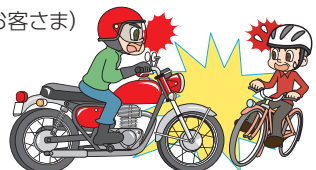
（注1）相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。
（注2）損害の額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります（この場合、対歩行者等傷害特約からのお支払額がないことや、相手の方の過失部分の額より増減することがあります。下記具体例は、それぞれの額が同一の場合となります）。なお、算出に際しては、すべて公的制度（健康保険・労働者災害補償制度等）を利用したものととして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものとみなします。
（注3）この特約の保険金額は、傷害被保険者1名につき、対人賠償保険と同額になります。

POINT 相手の方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合 **3** に対する理解が得られず、解決まで時間がかかる場合がありますが、対歩行者等傷害特約があれば安心です。

例えばこのような事故のとき

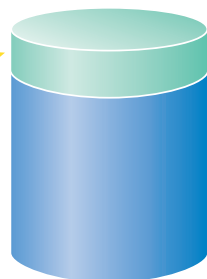
自転車に乗っていた相手と出合頭で衝突。
相手の方は入院することに…

（お客さま）



（相手の方）

相手の方の過失分も含めてお支払い



相手の方の損害の額

相手の方の責任割合20%
対歩行者等傷害特約でお支払い
▶ 対人賠償保険だけだった場合は、相手の方の自己負担

お客さまの責任割合80%
対人賠償保険等でお支払い

責任割合 お客さま**80**：相手の方**20**

※責任割合は一例です。

! 相手の方の損害の額が人身傷害条項損害額基準に従い算出した額と対人賠償保険の損害賠償の額で異なる場合や、相手の方が公的制度（健康保険・労働者災害補償制度等）を利用されない場合、他の人身傷害保険等を請求することが可能な場合は上記イメージと異なります。

相手への賠償（対物）



保険金をお支払いできない主な場合等（「パンフレット別冊」）はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



対物賠償保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

任意セット

事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のオートバイの事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額（ご契約金額）を限度に保険金をお支払いします。なお、記名被保険者 **4** が法人の場合は免責金額 **5** を設定していただきます。



保険証券に記載された保険金額が10億円を超える場合（無制限を含みます）であっても、ご契約のオートバイに業務として危険物を積載する場合で火災・爆発・漏えい起因する対物事故 **6** や航空機との対物事故等については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。



対物超過修理費用特約

対物賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償します。

ご契約のオートバイの対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額 **7** を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。



実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

相手への賠償（対人・対物共通）



不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット

対人・対物賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」等による事故も補償します。

不正アクセス（ハッキング等）やご契約のオートバイの欠陥等を原因とする、被保険者 **8** に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用を保険金額 ^(注) を限度にお支払いします。

（注）この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。



心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット

対人・対物賠償保険で補償されない「認知症のご家族の運転」等による事故も補償します。

ご契約のオートバイを運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合であっても、被害者を救済するための費用を保険金額 ^(注) を限度にお支払いします。

（注）この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。



用語のご説明

1 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法ですべての自動車やオートバイに加入が義務付けられている強制保険（責任保険または責任共済）をいいます。自動車・オートバイの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。

2 保険金額（ご契約金額）

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。

3 責任割合

交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

4 記名被保険者

保険申込書や保険証券の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。記名被保険者の選定についてはP18をご参照ください。

5 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券に記載された免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。免責金額を設定すると保険料は割安になります。

6 対物事故

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

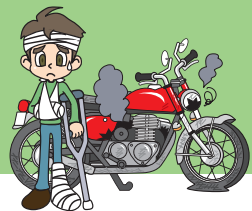
7 相手自動車の時価額

損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

8 被保険者

保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受ける権利を有する方をいいます。

おケガの補償



保険金をお支払いできない主な場合等(パンフレット別冊)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



人身傷害保険

交通事故特約をセットした場合のご説明です。

任意セット

自動車事故等によりご自身・ご家族・乗車中の方等が死傷した場合の補償です。

下記**1**～**4**の自動車事故等により、被保険者が死傷した場合に、お客さまの損害の額^(注1)に基づいて、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

※**1**～**3**において、賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合、一律2億円^(注2)を限度に補償します。○補償します ✕補償できません

被保険者	ご契約のオートバイに乗車中の方	記名被保険者およびそのご家族 9 の方		
補償の対象となる事故	1 ご契約のオートバイに乗車中の事故 	2 他人の自動車 ^(注3) に乗車中の事故 	3 歩行中・自転車乗車中などの自動車事故 	4 自動車事故以外の交通事故
人身傷害保険のみ	○	✕	✕	✕
交通事故特約をセット ^{(注4)(注5)}	○	○	○	○ ^(注6)



お支払対象となる損害

おケガをされたことによる損害	積極損害(救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用)、休業損害、精神的損害
後遺障害を被られたことによる損害	逸失利益、精神的損害、将来の介護料、家屋の改造費、その他の損害
お亡くなりになったことによる損害	葬儀費、逸失利益、精神的損害、その他の損害

POINT 1 交通事故特約をセットすると、他人の自動車^(注3)に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故、または、自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故^(注6)の際も補償されるため安心です。

POINT 2 保険金額は十分な金額で設定してください。なお、重度後遺障害^(注7)を被った場合は保険金額「無制限」で補償します。

【総損害額例】各年令別の損害の額の目安

年令	25才		35才		45才		55才		65才	
扶養家族	有(1名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(1名)	無
死亡された場合	1億円	8,000万円	9,000万円	7,000万円	8,000万円	7,000万円	7,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円
重度後遺障害 ^(注7) の場合	2億1,000万円		1億9,000万円		1億7,000万円		1億4,000万円		1億円	

(注1)「お客さまの損害の額」(治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等)の認定は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。
(注2) 次のいずれかに該当する場合、支払限度額は無制限とします。 ●人身傷害保険の保険金額が無制限の場合 ●重度後遺障害^(注7)を被った場合
(注3)「他人の自動車」には次の①～④に該当する方が所有または常時使用する自動車は含まれません。

①:記名被保険者 ②:①の配偶者 **10** ③:①または②の同居の親族 ④:①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子ただし、④の方が所有または常時使用する自動車は、④の方が自ら運転者として運転中の場合に限り、「他人の自動車」に含まれません。

(注4)人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が個人の場合は、ご希望によりセット可能です。

(注5)人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が法人で指定運転者(P18参照)を設定した場合は、交通事故特約が自動的にセットされます。その場合、「記名被保険者」を「指定運転者」に読み替えて適用します。ただし、「他人の自動車」には記名被保険者である法人が所有または常時使用する自動車は含まれません。

(注6)「自動車事故以外の交通事故」の傷害による損害については、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準のうち積極損害(治療関係費等)のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。

(注7)重度後遺障害とは、神経系統や胸部腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいいます。

P10の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。



傷害一時金特約

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約

傷害一時金特約は人身傷害保険をセットしたご契約に、搭乗者傷害(入通院／一時金)特約は人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

入通院時の日用品購入などの当座の出費に備えられます。

人身傷害対象事故^(注1)により、被保険者^(注2)が傷害を被った場合に、治療日数 **11** や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。

(注1)搭乗者傷害(入通院／一時金)特約の場合は、「ご契約のオートバイの事故」となります。

(注2)傷害一時金特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に交通事故特約をセットする場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。搭乗者傷害(入通院／一時金)特約では、ご契約のオートバイに乗車中の方が被保険者となります。

治療日数が4日以内の場合	1万円	
治療日数が5日以上の場合	被保険者が被った傷害	支払保険金の額
同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。	1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記 2 ～ 4 以外のもの	10万円
	2 骨折・脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂	30万円
	3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
	4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

※1 支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金倍額払特約、搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約もあります。

※2 治療日数が5日以上の場合の支払保険金の額が一律10万円となる傷害一時金(1万円・10万円)特約もあります。また、支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約もあります。

P10の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。



搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

任意セット

死亡・後遺障害を被った場合に、ご契約金額に応じた保険金を定額でお支払いします。

ご契約のオートバイの事故により、被保険者^(注)が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

(注)被保険者は、ご契約のオートバイの正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方をいいます。



自損傷害特約

人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。無保険車傷害特約とあわせてセットしていただけます。

任意セット

相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償です。

ガードレールとの衝突や、崖からの転落などのご契約のオートバイの単独事故等により、ご契約のオートバイに乗車中の方またはご契約のオートバイの保有者・運転者が死傷した場合で、自賠責保険等で補償されないときに、保険金をお支払いします。



無保険車傷害特約

人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。自損傷害特約とあわせてセットしていただけます。

任意セット

無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償です。

賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者^{(注1)(注2)}が死亡または後遺障害を被った場合に、被保険者1名につき一律2億円を限度に保険金をお支払いします。

(注1)記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者およびそのご家族の方、ご契約のオートバイに乗車中の方となります。記名被保険者およびそのご家族の方は、歩行中・自転車乗車中などの無保険車との自動車事故やご契約のオートバイ以外の自動車に乗車中の無保険車との自動車事故も、補償の対象となります。

(注2)記名被保険者が法人の場合は、ご契約のオートバイに乗車中の方のみが被保険者となります。記名被保険者が法人で指定運転者(P18参照)を設定した場合は、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えて適用します。



入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。

人身傷害対象事故 **12** に伴い、事故後の生活を支えるために必要な次の **1 2** の費用保険金をお支払いします。

1 入院時人身傷害諸費用保険金

費用の種類	支払限度額
①ホームヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
②介護ヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
③ベビーシッター雇入費用	③・④を合計して1日あたり2万円
④保育施設預け入れ費用	⑤・⑥を合計して1日あたり2万円
⑤ペットシッター雇入費用	1日あたり2万円
⑥ペット専用施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑦差額ベッド費用	転院1回分
⑧転院移送費用	かつ100万円

※ペットは、犬または猫に限ります。

2 後遺障害時人身傷害諸費用保険金

保険金の種類	支払保険金の額
リハビリテーション訓練等保険金	支払対象期間 13 中の訓練期間1か月につき、定額で5万円
福祉機器等取得費用保険金	支払対象期間中に負担した福祉機器等の取得費用の実額(1事故、被保険者1名につき500万円限度)

下記の **13** および **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。



傷害一時金特約^(注)、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約をセットするお客さまへ

交通事故特約をセットする場合は、交通事故特約の支払対象事故についても傷害一時金特約^(注)、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約のお支払いの対象となります。
(注)傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約を含みます。

複数のご契約があるお客さまへ

交通事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、この特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。
※複数あるご契約のうち、この特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償がなくなることがありますのでご注意ください**。

①交通事故特約(人身傷害保険)は、1つのご契約のみにセットしていれば、「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」等やご家族も補償の対象となります。

②次の特約は、交通事故特約がセットされていると、「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」等やご家族も補償の対象となります。2台目以降のお車に交通事故特約をセットしないことによって、補償の重複をなくすることができます。

●傷害一時金特約 ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 等



用語のご説明

9 ご家族

記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。

10 配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

11 治療日数

医師の治療のために病院もしくは診療所に入院・通院した実治療日数をいいます。

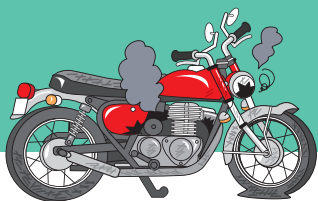
12 人身傷害対象事故

人身傷害保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

13 支払対象期間

後遺障害の症状固定日の属する月を含め36か月以内、かつ、後遺障害の症状が固定してから最初に取り組んだリハビリテーション訓練等を開始した月または最初に福祉機器等を取付けた月を含め24か月以内の期間をいいます。

オートバイの補償



保険金をお支払いできない主な
場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



車両保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険の
いずれかを必ずセットしてください。

任意セット

事故によりご契約のオートバイが壊れた場合の補償です。

ご契約のオートバイが衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額(ご契約金額)^(注1)を限度に保険金をお支払いします。車両保険は、「一般補償」「10補償限定^(注3)」「7補償限定^(注3)」の3つのご契約タイプからお選びいただけます。車両保険では免責金額を設定していただきます。

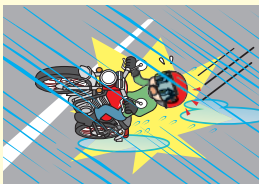
(注1)車両保険金額は市場販売価格相当額^(注16)を参考にお決めください。

POINT

10補償限定・7補償限定ではご契約のオートバイがスリップ転倒したときの事故は補償されません。

スピードの出すぎによるガードレールとの衝突や、雨天時のスリップなどの単独事故は、補償されないため万が一の事故にしっかり備えて、一般補償でのご契約をおすすめします。

※事故によるご契約のオートバイの窓ガラス破損による損害は10補償限定および7補償限定でも補償されます。



○ 補償します
× 補償できません

補償する事故 (主な事故例)	① ご契約のオート バイ以外の 自動車との 衝突・接触 ^(注2)	② 乗用具との 衝突・接触	③ 歩行者・動物 ^(注4) との衝突・接触	④ 火災・爆発	⑤ 盗難	⑥ 騒擾、労働争議 に伴う暴力行為 または破壊行為
ご契約タイプ						
一般補償	○	○	○	○	×	○
10補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	×	○
7補償限定 ^(注3)	×	×	×	○	×	○

補償する事故 (主な事故例)	⑦ 台風・竜巻・ 洪水・高潮	⑧ 落書、 いたずら ^(注5) 、 窓ガラス破損	⑨ 飛来中または 落下中の他物 との衝突	⑩ その他の偶然 な事故 (①～⑨および⑪～ ⑬に該当する事故 を除きます)	⑪ 電柱・ガードレ ール等の他物 との衝突・接触	⑫ 墜落・転覆	⑬ 地震・噴火・ 津波
ご契約タイプ							
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	×	×	×
7補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	×	×	×

(注2)「運転者または所有者が確認できない自動車(あて逃げ等の場合)」や「ご契約のオートバイの所有者が所有する別のオートバイまたは自動車」を含みます。

(注3)ご契約のオートバイが二輪自動車の場合にセットできますが、原動機付自転車の場合にはセットできません。

(注4)鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

(注5)「いたずらの損害」には、「ご契約のオートバイの運行によって発生した損害」および「ご契約のオートバイと他の自動車(オートバイ・原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。

故障による損害(バッテリー上がりを含みます)、タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災による損害を除きます)やご契約のオートバイに定着されていない付属品のみの損害(火災による損害を除きます)は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされる特約

自動セット



車両保険無過失事故特約

車両保険「7補償限定」特約をセットしたご契約には、セットできません。

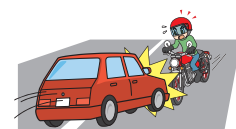
次の①～③のいずれかの条件に該当する場合に、次契約の等級・事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故^(注17)として取り扱い、車両保険金をお支払いします。ただし、①または②に該当する場合は、「相手自動車(所有者がご契約のオートバイの所有者と異なる自動車)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限りです。

①ご契約のオートバイと相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が次の(a)～(d)のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らしてご契約のオートバイを使用または管理していた方に過失がなかったことが認められる場合

(a) 相手自動車に
追突された事故



(b) 相手自動車のセンターライン
オーバーによる事故



(c) 相手自動車の赤信号無視に
よる事故



(d) 駐停車中に相手自動車に
衝突・接触された事故



②上記①以外のご契約のオートバイと相手自動車との衝突・接触事故で、当社がその事故状況を調査した結果、ご契約のオートバイを使用または管理していた方に過失がなかったと認められる場合

③不正アクセス(ハッキング等)やご契約のオートバイの欠陥等に起因して、他物との衝突・接触事故やご契約のオートバイの転覆・墜落事故が発生し、ご契約のオートバイの所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合

車両価額協定保険特約が自動的にセットされます。詳しくは、「パンフレット別冊」をご参照ください。

※車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約、車両「帳簿価格」協定保険特約をセットしたご契約には適用されません。



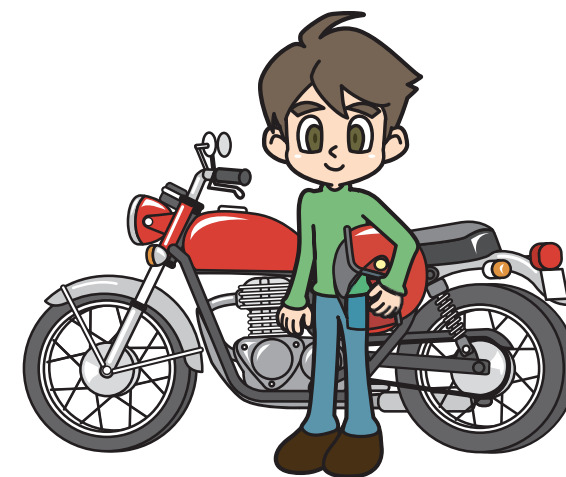
全損時諸費用特約

車両保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。ただし、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。

任意セット

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に備えられます。

ご契約のオートバイが車両事故^(注18)により全損となった場合で、車両保険の保険金がお支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします(支払保険金の額が「2倍」となる全損時諸費用倍額払特約もあります)。



用語の
ご説明

14 10補償限定

車両保険「10補償限定」特約をセットしたご契約タイプをいいます。

15 7補償限定

車両保険「7補償限定」特約をセットしたご契約タイプをいいます。この特約は、車両保険をセットしたご契約(車両保険の免責金額が5万円または7万円の場合に限り)にご希望によりセット可能です。ただし、車両保険「10補償限定」特約がセットされたご契約は対象となりません。

16 市場販売価格相当額

ご契約のオートバイと同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度のオートバイの市場販売価格相当額のこと、当社が別に定める方法に従って客観的資料により算出した価格をいいます。

17 ノーカウント事故

この保険契約の次契約に適用する等級・事故有係数適用期間(P19参照)の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。

18 車両事故

車両保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

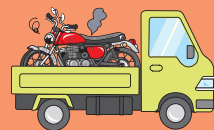
補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他契約概要の「説明」等事故が起きたら

まるごとマモル

クルマのトラブルサポート



※ロードサービス費用特約とサービスのご説明です
(「任意セット」)。

▲ ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、
当社への事前連絡が必要です。



保険金をお支払いできない主な
場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aiou/pdf12>



ご契約のオートバイが事故または故障・トラブルにより自力走行不能 **19** となった場合に、24時間365日現場に
ご契約のオートバイが自力走行不能となり修理工場等に搬送された場合や盗難された場合等に必要となる

① 搬送等 レッカー現場急行サポート

現場から修理工場等までの搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行い、これらの作業に
必要な費用を限度額無制限にお支払いします ^{(注1) (注2)}。

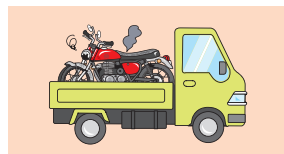
(注1) 原則として最短経路での搬送に要した費用に限り、寄り道等した場合の費用は対象外となります。
(注2) お客さまご自身で業者を手配された場合は、ロードサービス費用特約の運搬費用保険金での補償となり
ます(1回の事故等につき15万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または15万円の
いずれか高い金額)限度で補償します)。

※1 スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。
※2 ロードアシスタンスサービスのレッカー現場急行サポートが利用できる場合は、ロードサービス費用特約に優先してレッカー現場急行サポートをご提供します。
※3 ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。
※4 電欠等によって自力走行不能となった地から充電施設等までの搬送等にかかる費用もお支払いします。

【初期対応コンシェルジュサービス】

レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に、ご希望により、以下のサービスを提供します。

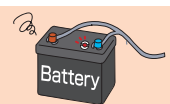
- 移動・宿泊「安心」サポート(現場最寄りの公共交通機関、タクシー会社、宿泊施設のご案内)
 - 修理工場のご紹介
 - 夜間休日医療機関情報のご提供
 - ご家族への伝言
- ※地域等によっては、ご案内できない場合があります。



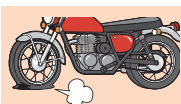
当社への事前連絡で
費用無制限 ^{(注1) (注2)}

② 応急作業 クイック修理サービス

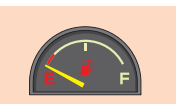
1 現場で30分以内の応急作業を無料で行います。なお、ガス欠の場合の
サービスのご提供は、**保険期間(ご契約期間)中1回 ^(注1)のみ無料**と
なります。



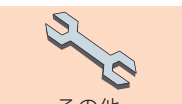
バッテリー上がり
(ジャンピング等)



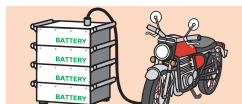
タイヤのパンク
(スペアタイヤ交換)



ガス欠 ^(注2)



その他
(現場での30分以内
の応急作業)



電欠時EV給電業者
駆け付け費用

2 ご契約のオートバイ(電動バイク)が電欠と
なった場合に、給電業者による作業に必要な
費用をお支払いします。

1回につき
5万円限度 ^(注3)

(注1) 保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに、1回のご利用が無料となります。ただし、
まとめて割引(P21参照)適用契約は回数の制限がありません。
(注2) 外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。ただし、自宅駐車場または同等と判断できる
場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。
(注3) 必要かつ妥当な費用に限り、なお、給電した電力量に応じて発生する充電料金はお客さまの自己負担となります。

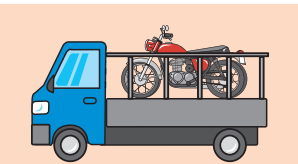
お客さまがJAF会員の場合 上記**1**に記載の「クイック修理サービス」をご利用のお客さまがJAF会員の場合、JAFを優先手配します。
ご利用条件を満たし、当社「クイック修理サービス」の範囲を超え、有料となる費用が発生した場合は、保険期間中1回 ^(注4)に限り4,000円を
限度に費用が無料となります。

【ご利用条件】日本生命お客さま専用ダイヤルにご連絡をいただき、MS&ADグランアシスタンス(株)がJAFに手配を行っていること 等

(注4) 保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回となります。
※搬送等レッカー現場急行サポートをご利用された場合は対象となりません。

③ 修理後の搬送費用

ご契約のオートバイの修理完了後、ご自宅やご契約のオート
バイの保管場所等に搬送するために実際に負担した費用を
お支払いします。



③と④の保険金を合計して
1回の事故等につき
15万円限度
(修理後搬送費用保険金)

④ 修理後の引取費用

ご契約のオートバイの修理完了後、ご契約のオートバイを
引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円
を差し引いた金額をお支払いします。



③と④の保険金を合計して
1回の事故等につき
15万円限度
(修理後引取費用保険金)

駆けつけ、①搬送等や②応急作業を行います(ロードアシスタンスサービス)。
下記③・④の費用はロードサービス費用特約で補償します。

▲ **事故または故障・トラブルのときは、必ず事前に下記へご連絡ください!**
[TSナビ](P17) もご利用いただけます。

- **お電話で日本生命お客さま専用ダイヤル(0120-49-1012)にご連絡ください(裏表紙参照)。**
- **LINEでもロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。**

STEP1

下記のQRコード(注)から **あいおい
ニッセイ同和損保ロードサービス** を
友だち追加してください。



LINEの友だち
追加はこちら!



STEP2

「ロードサービス依頼」をタップし、質問
に沿って回答を選択してください。
受付後、出動業者を手配のうえオペ
レータまたは出動業者から電話でご連
絡します。



(注) QRコードは(株)デンソー
ウェアの登録商標です。
※1 本サービスは、電話機能および
LINEアプリをご利用いただ
けるスマートフォン端末のみ、
ご利用いただけます。
※2 LINEおよびLINEロゴは、LINE
ヤフー株式会社の商標または
登録商標です。

耳や言葉の不自由なお客さまも、Web
機能や「手話・筆談通訳サービス」を使って
当社担当者へご連絡いただけます。詳細は
当社ホームページをご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまと
オペレータが手話や筆談でやりと
りし、それと同時に当社担当者へ
電話(音声)にて通訳します。



- 保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要になる場合があります。
- ご契約のお車の走行不能の発生原因が、燃料切れ(電欠等を除きます)等の場合は、ロードサービス費用特約のお支払いの対象となりません。
- ロードアシスタンスサービスの対象となるオートバイは、保険証券に記載されたご契約のオートバイとなります。
※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。また、「ファミリーバイク(人身傷害型)特約」・「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」対象の原動機付自転車、「他車運転(二輪・原付)特約」対象のオートバイ以外のオートバイは対象となりません。
- ロードアシスタンスサービスをご利用いただける方は、ご契約のオートバイに乗車中の方(一時的にご契約のオートバイから離れていた場合であつても、事故または故障・トラブルの前後の状況から乗車していたとみなされる方を含みます)となります。ご契約のオートバイの使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでのご契約のオートバイに乗車中の方はご利用いただけません。
- 出動業者の現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ロードアシスタンスサービスは、当社の提携会社であるMS&ADグランアシスタンス(株)がご提供します。**必ず、事前に日本生命お客さま専用ダイヤルにご連絡ください。**
- ロードアシスタンスサービス(レッカー現場急行サポート(初期対応コンシェルジュサービス)・クイック修理サービス)はロードサービス費用特約をセットした場合にご利用いただけます。ロードサービス費用特約のセットを希望されない場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。ただし、その場合はロードアシスタンスサービスをご提供しません(有料による出動業者への取次ぎも行いません)。
- **インターネットで検索したレッカー業者に依頼した結果、法外な費用が請求されるケースが発生しています。**搬送等が必要な場合は、必ず**日本生命お客さま専用ダイヤル**へ事前にご連絡いただくか、取扱代理店にご相談いただくよう、運転されるご家族の方等にもお伝えください。
- **日本生命お客さま専用ダイヤル**へ事前にご連絡いただいていない場合、ロードアシスタンスサービスの対象となりません。
なお、お客さまご自身で手配された搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となります場合がありますが、限度額の範囲内であっても、必要かつ妥当な費用に限り、なお、給電した電力量に応じて発生する充電料金はお客さまの自己負担となります。

▲ インターネットで依頼したロードサービスのトラブルにご注意!



【トラブルの例】
・サイトや広告とは異なる費用や事前説明のない費用を
請求された
・ロードサービス業者から「全額損害保険会社に請求できる」
と虚偽の説明をされ、自己負担が発生した

トラブルにあわないためにも、搬送等が必要な場合は、
**必ず、事前に日本生命お客さま専用ダイヤルへご連絡
ください!**



サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。



用語の
ご説明

19 自力走行不能

法令により走行が禁じられている状態、またはご契約のオートバイに収納されたヘルメット
が取り出せないことにより運転をしてはならない状態を含みます。

その他の補償等



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>





他車運転(二輪・原付)特約

記名被保険者が個人の場合、または法人で指定運転者を設定した場合で、ご契約のオートバイが自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合に自動的にセットされます(営業用二輪自動車にはセットされません)。

自動セット

借りたオートバイでの事故をご自身の保険で補償します。

記名被保険者またはそのご家族の方が、用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である他人のオートバイを臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)に起こした事故について、他人のオートバイをご契約のオートバイとみなして、ご契約のオートバイの契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・自損傷害・無保険車傷害)をお支払いします^(注)。

(注) 運転者年齢条件を設定した場合は、運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。
※指定運転者(P18参照)が設定されているご契約は、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えて適用します。



臨時代替自動車特約

整備・修理・点検等の間に臨時で借りた自動車での事故をご自身の保険で補償します。

自動セット

ご契約のオートバイが整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、記名被保険者が臨時に借用した自動車^(注1)を使用しているときの事故について、臨時に借用した自動車^(注1)をご契約のオートバイとみなして、ご契約のオートバイの契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・自損傷害・無保険車傷害・車両)をお支払いします^(注2)。

(注1) 記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子およびこれらの方の役員・使用人が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます)する自動車を除きます。

(注2) 運転者年齢条件を設定した場合は、運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。



弁護士費用に関する特約

任意セット

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故や日常生活事故^(注1)によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度^(注2))、法律相談費用(10万円限度)について、保険金をお支払いします。

補償する事故 特約名	自動車事故	日常生活事故 ^(注1)	
		自転車事故	自転車事故以外
弁護士費用(自動車事故型)特約	○	×	×
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ^(注3)	○	○	○
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ^{(注3)(注4)}	○	○	×

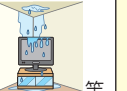
(注1) 日常生活事故とは、「歩行中、自転車に追突されケガをしてしまった場合」など、自動車事故以外の、日本国内で発生した偶然な事故をいいます。

(注2) 弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。

(注3) 記名被保険者が個人の場合に1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(注4) 自転車賠償特約をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

POINT 保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

自動車事故	日常生活事故
追突された！ 相手は全く賠償してくれない様子がない 	相手の車がセンターラインを越えてきて衝突！こちらには全く非がないのに相手が弁護士を通して賠償請求してきた等 
	歩行中、自転車に衝突されケガをしてしまった 
	上階からの水漏れが原因で家具が汚れてしまった等 

⚠ 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要です。あらかじめ当社へご連絡ください。 下記の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

複数のご契約があるお客さまへ

次の特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※複数のご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 弁護士費用(自動車事故型)特約^{(注1)(注2)} / 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約^(注1) / 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約^(注1)
- 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 / 自転車賠償特約
- ファミリーバイク(人身傷害型)特約 / ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

(注1) 記名被保険者が個人の場合に限ります。また、これらの特約では、特約をセットしないご契約のオートバイを「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償できません。

(注2) 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のオートバイに乗車中の方、ご契約のオートバイ(ご契約のオートバイの積載物を含みます)のみが補償対象となりますので、自動車ごとに特約をセットしていただく必要があります。

他にもさまざまな補償をご用意しています。詳細は、「パンフレット別冊」をご参照ください。



日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 / 自転車賠償特約

記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

任意セット

日常生活の賠償事故を補償します。

①日本国内外において発生した日常生活における偶然な事故により、被保険者が他人を死傷させたり他人の財物(受託物を除きます)を損壊させたこと、または日本国内で被保険者が電車等を運行不能にさせたこと、②日本国内外において発生した偶然な事故により、被保険者が日本国内で受託した受託物の損壊、紛失または盗取等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

補償する事故 特約名	日常生活における偶然な事故	
	自転車乗車中の事故	自転車乗車中の事故以外
日常生活賠償特約(受託物賠償追加型)	○	○
自転車賠償特約	○ ^(注)	×

○ 補償します
× 補償できません

(注) 日本国内で発生した偶然な事故に限定します。

- ⚠
- 日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約における日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。
 - また、受託物の損害に対しては、1個または1組につき100万円が支払限度額となります。
 - 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約において、日本国外での事故については示談交渉を行いません。

POINT 1 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約では、次のような日常生活にひそむ賠償リスクを補償します。

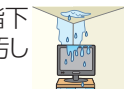
自転車に乗っていて歩行者にぶつかりケガをさせてしまった!



飼い犬が近所の子どもに噛みついた!



水漏れを起こし階下のお宅の家具を汚してしまった!



友人から数日間借りているカメラを使用中に誤って落として壊してしまった!



POINT 2 日本国内で発生した事故について、相手の方との示談交渉は、当社が行いますのでご安心ください。

⚠ 相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。なお、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

P15の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。



車内外身の回り品特約

任意セット

大切な身の回り品の損害を補償します。

ご契約のオートバイで外出中またはご契約のオートバイの日常保管中^(注)に、偶然な事故によって発生した個人所有の身の回り品の損害に対して、1事故につき30万円を限度に保険金をお支払いします。

(注) 運転者年齢条件を設定した場合は、運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。

※「身の回り品に含まれない物」は「パンフレット別冊」をご参照ください。



ファミリーバイクに関する特約

記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

任意セット

原動機付自転車の事故を補償します。

被保険者(記名被保険者またはそのご家族の方)が、原動機付自転車^(注1)(借用したものを含みます)で起こした事故について、原動機付自転車^(注1)をご契約のオートバイとみなして、ご契約のオートバイの契約条件に従い保険金をお支払いします^(注2)。

○ 補償します × 補償できません

適用される補償 特約名	相手への賠償(対人)	相手への賠償(対物)	おケガの補償		
			相手がある事故 〔交差点での衝突事故など〕	相手のいない 単独事故 (自損事故)	無保険車との 衝突事故
ファミリーバイク(人身傷害型)特約	○	○	○	○	○
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約			×	○	○

(注1) 総排気量125c.c.以下または定格出力1.00キロワット以下の二輪自動車および総排気量50c.c.以下または定格出力0.60キロワット以下の三輪以上の自動車(「側付二輪自動車」を含みます)をいいます。

(注2) 運転者年齢条件を設定している場合であっても、被保険者が原動機付自転車を使用中に起こした事故等は補償の対象となります。

※保険金のお支払い対象となる特約の詳細は、「パンフレット別冊」をご参照ください。

P15の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

ご契約内容の変更手続きや継続契約の手続きをうっかりお忘れになった場合に備え、次のサポート機能をご用意しています。

■ご契約のオートバイの入替自動補償特約

自動セット

保険契約締結日^(注1)以降に、新たにオートバイを取得し、廃車・譲渡・リース業者へ返還したご契約のオートバイと入替をする場合で、所定の条件を満たすときは、新たなオートバイの取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きを行っていただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たなオートバイをご契約のオートバイとみなして補償します^(注2)（取得日以降の期間に対する追加保険料の払込みが条件です）。

（注1）継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。

（注2）車両保険については、新たなオートバイを取得した時および場所における新たなオートバイの価額を車両保険金額とします。

※ご契約のオートバイが二輪自動車の場合は二輪自動車への入替、原動機付自転車の場合は原動機付自転車への入替に限ります。

入替手続きが、新たなオートバイの取得日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります（入替手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません）。

■運転者年令条件特約

任意セット

運転者年令条件を変更しなければならぬ以下のいずれかの場合に、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更の手続きを行っていただくことにより、変更後の補償内容を適用します（追加保険料の払込みがない間は適用しません）。

- ・保険契約締結日^(注1)以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合
 - ・ご契約のお車が特定小型原動機付自転車^(注3)の場合で、保険契約締結日^(注1)以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族が運転資格を有するようになった場合
 - ・保険契約締結日^(注1)以降に、新たに記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族に該当した場合
- （注1）継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。
- （注2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方は含みませんので、ご注意ください。
- （注3）特定小型原動機付自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（定義）第1項第10号ロに定める原動機付自転車をいいます。

契約内容変更の手続きが、事実発生日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります（契約内容変更の手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません）。

■継続手続忘れサポート特約

自動セット

継続契約の手続きをお忘れになった場合でも、継続前のご契約の満期日の翌日から起算して「30日以内」に手続きを行っていただき、所定の条件を満たすときは、継続前のご契約と同一の補償内容で継続したものとみなします。

※この特約は、2回連続して適用することはできません。

クルマの安心サポート

自動セット

■健康・医療・介護ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供／介護のご相談）

■クルマのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

クルマの安心サポート

良い サービス コール

0120-4132-56

（無料）

※おかけ間違いにご注意ください。

※音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または記名被保険者の**お名前**、**ご加入の保険商品名**の他、**証券番号**またはサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号（4桁）**が必要になります。



- クルマの安心サポートをご利用いただける方は、保険契約者または記名被保険者となります。保険契約者または記名被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。
※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。
- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- クルマの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- クルマの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください（Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします）。

「TSナビ」

～日本生命のお客さま専用モバイルサービス～

安心！便利！

事故連絡・サービス案内

画面にそって操作するだけで、事故連絡やレッカー手配等が簡単に行えます。

例えば、こんなときにお役に立ちます

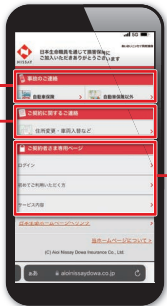
- ・事故にあったしまったが、保険会社の電話番号がわからない！

ご契約に関するご連絡（契約内容変更等）

当社カスタマーセンターにご連絡いただけます。契約内容変更のお手続き等が可能です。

例えば、こんなときにお役に立ちます

- ・車を買ひ替えた！・引越して住所が変わった！



ご契約者さま専用ページ

お持ちのスマートフォンから自動車保険の契約内容や事故の経過をご確認いただけます。

例えば、こんなときにお役に立ちます

- ・子ども夫婦が帰省するので、年令条件や運転者範囲を確認しておきたい。

※画面は2024年10月現在のものです。実際の画面とは異なる場合があります。

「GPS-i位置情報通知システム」で見知らぬ場所での車のトラブルでも安心です！

「GPS-i位置情報通知システム」はお客さまの現在地をお知らせいただけるシステムです。万が一の事故や故障によるロードアシスタンスサービスのご提供時に、より迅速に現場の特定ができるため、旅先など見知らぬ場所でのトラブルでも安心です。



「TSナビ」アクセスはこちらから！！

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/sp/ts/>

※「お気に入り」または「ブックマーク」にご登録ください！



契約条件等について

記名被保険者の設定等

運転する方等によって保険料が異なります。
ご契約にあたり、下記の事項についてご確認ください。

1 記名被保険者について

（1）記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者は、「対人賠償保険・対物賠償保険等の被保険者（補償の対象となる方）の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年令別料率区分」等を定めるための重要な事項です。

ご契約のオートバイを「主に使用される方」^(注)等から1名（法人が使用される場合は1法人）を設定してください。

（注）ご契約のオートバイを「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。

- ①主たる運転者（運転頻度の高い方）
- ②「ご契約のオートバイの所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のオートバイを自由に支配・使用している方

（2）記名被保険者の生年月日をご確認ください。 記名被保険者が個人で、ご契約のオートバイが二輪自動車の場合

運転者年令条件を「26才以上補償」でご契約の場合は、始期日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。「記名被保険者年令別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

【記名被保険者年令別料率区分】

29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～64才	65～69才	70～74才	75～79才	80才以上
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

※1 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。

※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」を適用します。

2 指定運転者の設定について

指定運転者についてご確認ください。 記名被保険者が法人の場合

記名被保険者が法人の場合、法人の代表権を有する方1名を「指定運転者」として設定することにより、指定運転者とそのご家族^(注1)の方が他の自動車を運転中、他の自動車に乗車中または歩行中・自転車乗車中の場合等、下表の各特約に基づき補償を受けることが可能となります。補償内容の詳細につきましては、各特約をご覧ください。

適用される特約

交通事故特約^(注2)

無保険車傷害特約^(注3)

他車運転（二輪・原付）特約^(注4)

（注1）ご家族とは、指定運転者の配偶者、指定運転者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子をいいます。

（注2）人身傷害保険がセットされているご契約に限ります。

（注3）無保険車傷害特約がセットされているご契約に限ります。

（注4）ご契約のオートバイが二輪自動車の場合は、「自家用」である場合に限ります。

複数のご契約があるお客さまへ

1つのご契約のみに指定運転者を設定していれば、指定運転者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他の自動車に乗車中等の自動車事故」にあられた場合も補償されます。この場合、複数のご契約に同一の指定運転者を設定したときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります**ので、ご契約に際しては**ご確認ください**。

※複数あるご契約のうち、指定運転者を1つのご契約のみに設定している場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、**補償がなくなることがありますのでご注意ください**。

3 補償される運転者の範囲について

運転者年令条件を設定することによって保険料が安くなります。ただし、運転者年令条件を満たさない場合の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

運転者の年令をご確認ください。

下記「運転者年令条件が適用される方」の中で、ご契約のオートバイを運転する可能性のある最も若い方の年令にあわせて「運転者年令条件」を決めていただきます（原動機付自転車の場合、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかのみ設定できます）。

記名被保険者	運転者年令条件が適用される方	運転者の年令		
		運転者年令条件の区分		
個人	①ご本人（記名被保険者） ②記名被保険者の配偶者 ③①または②の同居の親族（注） ④①～③の方が営む事業の業務（家事を除きます）に従事中の従業員の方	20才以下	21～25才	26才以上
		○	○	○
		×	○	○
		×	×	○
法人	すべての方	×	×	○

（注）同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「3親等内の姻族」をいいます。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他契約概要のご説明等事故が起きたら

まるごとマモル

保険料決定の仕組み

保険料決定の仕組み

自動車保険の保険料は、補償内容や運転者の条件などの他、次の要素から構成されています。

ご契約ごとの事故の有無などによって決定される要素

①等級別割引・割増制度

ご契約ごとに前契約での事故の有無などによって決定された等級・事故有係数適用期間に応じて、保険料が変動します。

19 ページ

契約条件によって決定される要素

②各種割引制度

各種割引の適用の有無に応じて保険料が変動します。

21 ページ

① 等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。

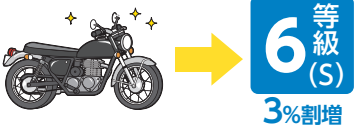
この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間【20】等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します（決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増引率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します）。

※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

(1) 新たに契約する場合の等級・事故有係数適用期間

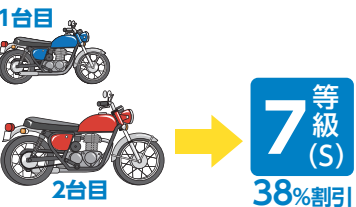
●はじめてのご契約の場合

6等級(S)となり、3%の割増を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



●既に自家用二輪自動車^(注1)で11等級以上の自動車保険^{(注2)(注3)}があり(以下、「1台目のご契約」といいます)、2台目以降の自家用二輪自動車^(注1)について新たに契約する場合^(注4)

次の「セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件」に記載の条件をすべて満たしているときには7等級(S)となり、38%の割引を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件

2台目以降のご契約の記名被保険者およびご契約の自家用二輪自動車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	ご契約の自家用二輪自動車の所有者
●1台目のご契約の記名被保険者	●1台目のご契約の自家用二輪自動車の所有者
●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者	●1台目のご契約の記名被保険者
●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者
	●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注1) 原動機付自転車は含みません。

(注2) 当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注3) 他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。

(注4) ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

(2) 継続して契約する場合の等級・事故有係数適用期間

継続契約(今回継続するご契約)の等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定し、【表2】の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率を適用します。

※計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。



用語のご説明

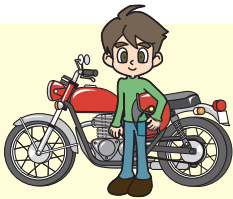
20 事故有係数適用期間

「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日における残り年数)をいい、0年の場合は「無事故」の割増引率を適用します。

POINT

他の保険会社^(注)からの切り替えでも、
等級・事故有係数適用期間を継承できます。

(注) JA共済および当社の定める他の共済を含みます。



【表1】

前契約(満期を迎えるご契約)における事故	無事故・ノーカウント事故	3等級ダウン事故	1等級ダウン事故
等級	前契約の等級+1	前契約の等級-3×事故件数	前契約の等級-1×事故件数
例	前契約 16等級 継続契約 17等級 [1つ上がります]	(事故1件の場合) 前契約 16等級 継続契約 13等級 [事故1件につき3つ下がります]	(事故1件の場合) 前契約 16等級 継続契約 15等級 [事故1件につき1つ下がります]
事故有係数適用期間	0年で変わりません	前契約の適用期間(0年)+3×事故件数	前契約の適用期間(0年)+1×事故件数
前契約が0年	前契約 無事故0年 継続契約 無事故0年 [0年で変わりません]	(事故1件の場合) 前契約 無事故0年 継続契約 事故有3年 [事故1件につき3年加えます]	(事故1件の場合) 前契約 無事故0年 継続契約 事故有1年 [事故1件につき1年加えます]
前契約が1～6年	前契約の適用期間-1	前契約の適用期間-1+(3×事故件数)	前契約の適用期間-1+(1×事故件数)
例	前契約 事故有3年 継続契約 事故有2年 [1年引きます]	(事故1件の場合) 前契約 事故有3年 継続契約 事故有5年 [1年引いた後に事故1件につき3年加えます]	(事故1件の場合) 前契約 事故有3年 継続契約 事故有3年 [1年引いた後に事故1件につき1年加えます]

※上記【表1】は前契約の保険期間が1年の場合です。保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【表2】等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

等級	割 増				割 引															
	1(注)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)																				
無 事 故							27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事 故 有	108	63	38	7	2	13	14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

(注) 継続契約に1等級が適用され、かつ、次のいずれも満たす場合、さらに1等級連続事故契約割増(20%割増)を適用します。ただし、レンタカーおよび教習用自動車は除きます。

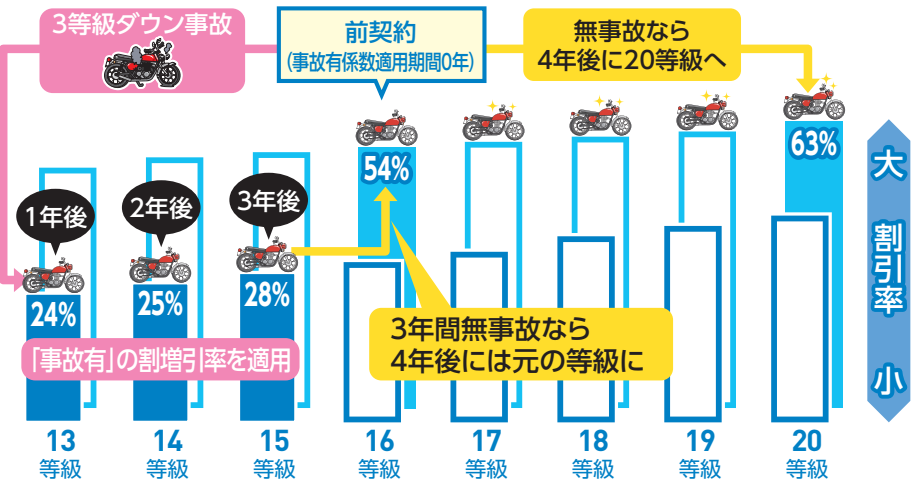
① 前契約(満期を迎えるご契約)の等級が1等級であること

② 前契約の保険期間中に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していること、または前契約にこの割増を適用していること

3等級ダウン事故発生時のイメージ

前契約(事故有係数適用期間0年)に3等級ダウン事故が1件あった場合、3年間「事故有」の割増引率を適用します。

3年間無事故であった場合、4年後に前契約と同じ16等級となり「無事故」の割増引率を適用します。



「無事故」の割増引率
「事故有」の割増引率

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他契約概要のご説明等事故が起きたら

まるごとマモル

保険料決定の仕組み



等級別割引・割増制度の詳細
（「パンフレット別冊」）はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



(3) 等級別割引・割増制度における事故の取扱い

等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の区分となります。

3等級ダウン事故	下記の1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない事故	
1等級ダウン事故	●火災により車両保険金のみ支払われる事故 ●飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故	等
ノーカウント事故	次の補償・特約に係る事故（事故件数に含めません） ●人身傷害保険 ●対人臨時費用特約 ●対歩行者等傷害特約 ●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ^(注) ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 ^(注) ●交通事故特約 ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ●無保険車傷害特約 ●傷害一時金特約 ●傷害一時金倍額払特約 ●傷害一時金（1万円・10万円）特約 ●傷害一時金（1万円・10万円）倍額払特約 ●搭乗者傷害（入通院／一時金）特約 ●搭乗者傷害（入通院／一時金）倍額払特約 (注) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の支払いと同時に対人賠償保険または対物賠償保険に付随する特約の保険金支払いがあった場合もノーカウント事故として取り扱います。	

※上記以外の事故内容および本制度に関する注意事項等、詳細は「パンフレット別冊」をご参照ください。



同時に発生した事故の取扱いは以下のとおりです。

- [3等級ダウン事故]と[ノーカウント事故] ⇒ [3等級ダウン事故]
- [3等級ダウン事故]と[1等級ダウン事故] ⇒ [3等級ダウン事故]
- [1等級ダウン事故]と[ノーカウント事故] ⇒ [1等級ダウン事故]
- [ノーカウント事故]と[ノーカウント事故] ⇒ [ノーカウント事故]

2 各種割引制度

一部の特約には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。
割引内容や適用条件等の詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■まとめて割引（ノンフリート多数割引）

1保険証券^(注1)で2台以上の自動車^(注2)をまとめてご契約いただく場合、保険料が割引となります。

(注1) 保険期間が1年を超えるご契約（一時払を除きます）の場合、または「タフ・つながるクルマの保険」および「タフビズ事業用自動車総合保険（つながるプラン）」とまとめてご契約いただく場合は、複数の保険証券でのご契約であっても、取扱代理店、各保険証券の始期日・満期日、保険契約者がすべて同一であるときに、まとめて割引を適用します。

(注2) オートバイを含みます。

※1 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。

※2 まとめて割引適用契約は、割増なく保険料を分割払で払い込みいただけます。

■マモルで割引（個人賠償プラン加入者割引）

4ページをご参照ください。

3・4・6%割引

ご契約台数	まとめて割引
2台	3%割引
3～5台	4%割引
6台～	6%割引

2%割引

保険料の払込方法

1 保険料の払込方法

ご契約時の保険料は簡単・便利な「キャッシュレス」での払込みをおすすめします。

○ 選択できます × 選択できません			
主なキャッシュレスの払込方法	概要	一時払	分割払
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。 	○	○ ^(注1)
クレジットカード払（保険料クレジット） カード払特約	当社が取扱可能なクレジットカードによって払い込む方法です。カード名義人が保険契約者ご本人さまである場合のみお取扱いが可能です（ご本人名義のカードであれば保険契約者が未成年の場合でもお取扱いできます。カード名義人が保険契約者ご本人さま以外の場合は、ご家族名義のカードであってもお取扱いできません）。団体扱契約の場合、お取扱いできません。保険料の領収日はカードのご利用日となります。 	○	× （年払は初回保険料のみ選択可能です）

※事故の発生が初回保険料の払込前^(注2)の場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(注1) 保険料が一時払に比べて5%増となります。なお、契約条件によって分割払による割増のない保険料大口分割払特約を適用できる場合があります。

(注2) 保険料払込方法が「口座振替」の場合は「初回保険料引落とし前」をいいます。

上記の他、ネット決済^(注3)、デビットカード決済もあります。詳細は取扱代理店へご確認ください。

(注3) ネット決済とは、保険契約者のスマートフォン・タブレットでQRコード^(注4)を読み取り、決済方法を選択して手続きを行う決済サービスです。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注4) QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

＜口座振替の注意事項＞

初回保険料の払込期日に口座振替不能となり、払込期日の翌々月末日（払い込まなかったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り）を経過しても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。また、原則として、ご契約を解除しますのでご注意ください。
保険料一般分割払特約をセットしたご契約で、2か月連続で口座振替不能となった回数が保険期間を通じて2回目以降となる場合には、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求させていただきます。

初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合のお手続き

●初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合は、ご契約時に「自動車保険申込書」と「ネット口座振替受付サービス」または「口座登録端末^(注)」または「口座振替申込書」にてお手続きください。

(注) P-station等を利用して口座登録する端末をいいます。

●ご継続の保険料を払い込んでいただく際に口座振替をご利用いただく場合は、「自動車保険申込書」を始期日の属する月の前月末までにご提出いただくようお願いします。

2 団体扱・集団扱のご契約について

保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む「団体扱」や「集団扱」もあります。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

団体扱・集団扱制度の特長
●団体扱・集団扱制度を適用しないで加入した場合と比べて、一括払なら5%割安、月払でも分割払による割増はありません。
●契約時に保険料を準備する必要はなく、キャッシュレスでご契約が可能です。保険料は所定の方法で後払となります。

この払込方法の場合、保険契約者・記名被保険者・車両所有者・ご契約のオートバイが下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 集団の所属員（右記のいずれかの方） ①集団の役員・従業員 ②集団の構成員 ③上記②の役員・従業員 ④集団を構成する集団の構成員 ⑤上記④の役員・従業員 (2) 集団自身
記名被保険者・車両所有者 ^(注)	(1) 保険契約者 (2) 保険契約者の配偶者 (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	(1) 保険契約者またはその構成員 (2) 保険契約者の役員・従業員 (3) 上記(1)・(2)の配偶者 (4) 上記(1)・(2)またはその配偶者の同居の親族 (5) 上記(1)・(2)またはその配偶者の別居の扶養親族
用途車種	自家用二輪自動車、原動機付自転車	二輪自動車、原動機付自転車

(注) 所有権留保条項付売買契約によるオートバイの買主および1年以上を期間とするリース契約により借り入れたオートバイの借主はオートバイの所有者とみなします。



保険期間の途中で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

契約概要のご説明等

契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1.商品の仕組み

一般総合自動車保険(二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約)は大きく分けて「相手への賠償」、「おケガの補償」、「オートバイの補償」、「その他の補償」等により構成されています。

2.補償内容/セットできる主な特約およびその概要

P7～17、「パンフレット別冊」をご参照ください。なお、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

3.保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

4.保険期間および補償の開始・終了時期

- ・保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。
 - ・補償は始期日の午後4時^(注)に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- (注)保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

5.保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」・「ご契約のオートバイの種類」・「補償内容」・「保険金額」等により決定します。お客さまが実際に払い込む保険料は、保険申込書等でご確認ください。

6.保険料の払込方法

- ・ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。P22をご参照ください。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、取扱代理店によっても取り扱っていない場合があります。
 - ・また、一時払の場合は、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます^(注)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の取扱代理店または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。
- (注)現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

7.満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

8.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社にお申出ください。ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。また、始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

環境配慮と社会貢献への取組み

ペーパーレス保険証券・Web約款がおすすめです!

お客さまのスマートフォンやパソコンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。

ペーパーレス保険証券・Web約款
(eco保険証券)

下記注意事項もご確認ください

紙の使用の削減等、環境保護にもつながります!



外出先でも、
ご契約内容の
確認ができて、

万が一の時も、
安心!



お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。



一般総合自動車保険
(二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約) **なら 30点!** + ペーパーレス保険証券・Web約款選択でプラス10点



ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
- ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
- ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

事故が起こったら

万が一事故が起こってしまったら、「あわてず」「落ち着いて」下記の対応をお取りください。

STEP1 負傷者の救護措置を行ってください。

負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いであうえ、救護措置を優先して行ってください。



STEP2 警察署へ事故の届出を行ってください。

警察署へ事故の届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出していただくをお願いします。



STEP3 相手の方・目撃者をご確認ください。

相手の方がいる場合、また目撃者がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。



その場での示談はしないでください!

STEP4 日本生命お客さま専用ダイヤルにご連絡ください。

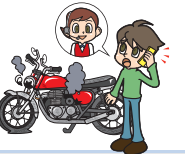
シ キュウ アイ オ イ ニッセイドウワ
0120-49-1012 (無料) 【受付時間】 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。

- 1 事故発生後ただちに次の事項をご連絡ください。
(1) 事故発生の日時 (2) 事故発生の場所 (3) 事故の概要



ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- 2 ご連絡後、次のことが判明した場合は、遅滞なく当社までお知らせください。
(1) 事故の状況 (2) 相手の方・目撃者の住所、氏名、電話番号
(3) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 (4) 自動運行装置の作動状況



保険会社の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

・受付時間 [平日9:00～17:00
(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)]

事故・故障が起こった場合は

「TSナビ」をご利用いただくか、お電話で下記までご連絡ください。

日本生命お客さま専用ダイヤル

シ キュウ アイ オ イ ニッセイドウワ
0120-49-1012 (無料)

・受付時間 [24時間365日]
・おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

0570-022-808

・受付時間 [平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
・携帯電話からも利用できます。
・電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

自動車保険とセットでのご加入を おすすめします！

日常生活には多くの賠償リスクがひそんでいます。



自転車で駐車中の他人の車に傷を付けてしまった



買い物中に商品を落として壊してしまった



子どもが友人の車に飲み物をこぼしてしまった



飼い犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった



間違っって線路へ侵入してしまい電車運行を止めてしまった(日本国内のみ)



※上記事例でも、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

もしこのような事故の加害者となった場合、損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることも・・・

判決認容額^(注)

9,521万円

■ 事故の概要

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月判決)

※一般社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか?自転車事故の実態と備え」より



(注)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

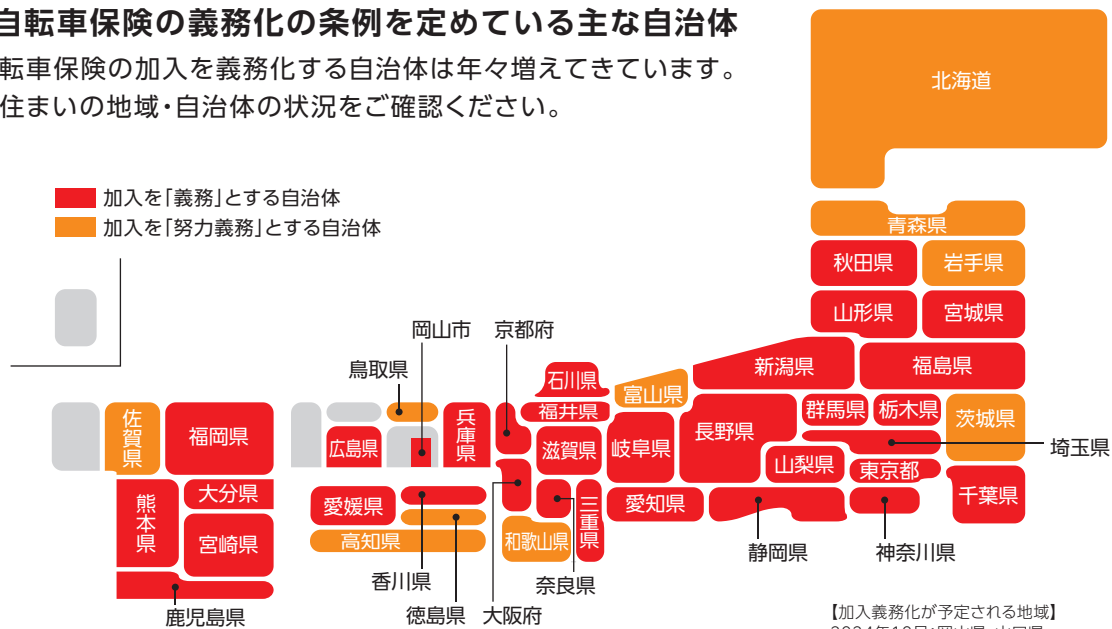
自転車保険の加入義務化が進んでいます。

自転車の重大事故が増えていることから、“被害者の保護”と“加害者の経済的負担軽減”のため、高額賠償に備える保険の加入を義務化する自治体が増えています。加入が義務付けられるのは、その自治体に住んでいる場合はもちろん、通勤・通学等でその自治体を通過する場合も含まれます。

●自転車保険の義務化の条例を定めている主な自治体

自転車保険の加入を義務化する自治体は年々増えてきています。お住まいの地域・自治体の状況をご確認ください。

■ 加入を「義務」とする自治体
■ 加入を「努力義務」とする自治体



【加入義務化が予定される地域】
2024年10月:岡山県・山口県
2024年4月:あいおいニッセイ同和損保調べ

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモル

日本生命グループでのみご加入いただける

日常生活のさまざまな賠償事故に備える保険

※日本生命グループのうち、日本生命保険相互会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社のみ取扱いがございます。

※ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」に被保険者本人としてご加入いただける方は、始期日時点における年齢が満89才以下の個人となります。

こちらの動画もご覧ください。



ニッセイ個人賠償プラン まるごとマモル の特長

POINT 1

日常生活における賠償事故を無制限で補償(示談交渉サービス付)^(注1)します!

(注1)日本国外での事故に対しては、支払限度額3億円、示談交渉は対象外となります。

POINT 2

同居のご家族、別居の未婚^(注2)のお子さまに加え、別居の父母^(注3)の賠償事故まで補償します!

(注2)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3)被保険者本人またはその配偶者の別居の父母の方も対象となります。



POINT 3

各自治体の自転車保険加入条例にも対応しています!

各自治体が加入を促進している「自転車事故の賠償に備える保険」には、自転車保険だけでなく、ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」も含まれます!

POINT 4

24時間365日示談交渉^(注4)が可能です!

(注4)話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

POINT 5

基本プランの場合、年間保険料2,360円^(注5)でご家族全員の賠償リスクを補償します!

基本プランの保険金額 (保険期間1年)		年間保険料 (一時払)
個人賠償責任 危険保険金	無制限 (日本国外:3億円) (免責金額: 0円)	2,360円
傷害死亡保険金 ^(注6)	10万円 ^(注7)	

左記のプランだと、ひと月あたり^(注8)約197円!

(注5)この保険料は2024年10月現在の保険料に基づくものです。保険料の改定等により変更となることがあります。

(注6)被保険者本人のみ補償(傷害後遺障害保険金対象外特約セット)

(注7)始期日時点における被保険者本人の年齢が満70才以上の場合は2.5万円

(注8)約197円は年間保険料2,360円を月換算したものです。保険料払込方法に月払はありません。一時払のみです。

ニーズにあわせて下記の特約もセットできます!

携行品
損害補償特約
(1事故限度額型)

ホールインワン・
アルバトロス
費用補償特約

●ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」は傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
●このページは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」の豆知識」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。
P15の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。